

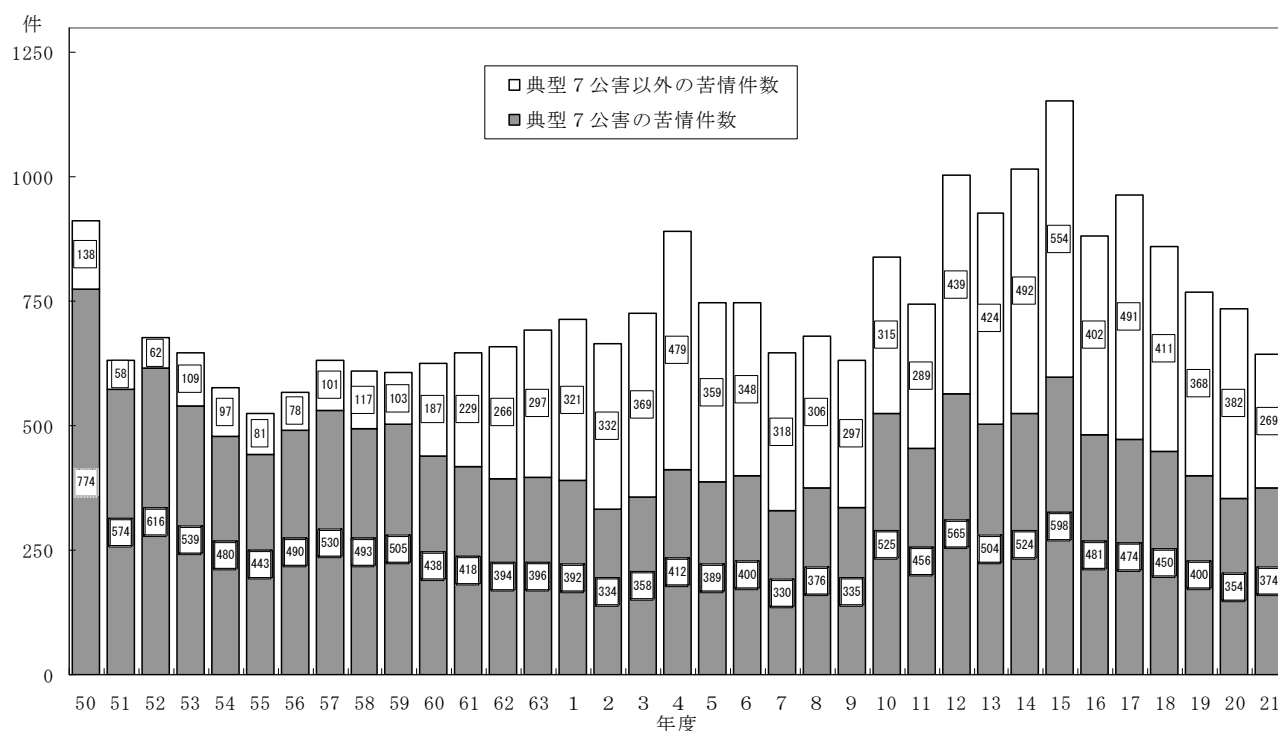
平成 21 年度公害苦情件数調査結果について

平成 22 年 7 月

この調査は、平成 21 年度に県及び市町が取り扱った公害に関する苦情の内容をとりまとめたものである。なお、調査には、典型 7 公害の苦情のほか、公害苦情として処理された生活環境に関する苦情も含まれている。

1 公害苦情の受付件数

県及び市町が平成 21 年度に受付した（新規受付及び他の機関等から移送された）公害苦情件数は 643 件で、前年度の 736 件に比べ 93 件（12.6%）減少した。



図－1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数の年度別の推移は、地盤沈下による特殊な公害苦情が大量に生じた昭和 46 年度の 2,093 件を最高に、51 年度に 600 件台と大幅な減少を示し、55 年度の 524 件までは減少傾向を示していた。56 年度から 4 年度は緩やかな増加傾向、5 年度から 9 年度は減少傾向を、10 年度から 15 年度までは増減を繰り返しながら増加傾向を示していたが、16 年度以降は、減少傾向での推移となっており、平成 21 年度は 643 件（対前年度 93 件減）であった。

公害の種類別では、典型 7 公害及び典型 7 公害以外の生活環境に係る苦情件数は、ともに平成 10 年度以降、増減を繰り返しながら増加傾向にあったが、平成 16 年度以降は、いずれも減少に転じた。しかし、平成 21 年度における典型 7 公害の苦情件数は、対前年度 20 件の増加となった。一方で、典型 7 公害以外の生活環境に係る苦情件数は、対前年度 113 件の減少となった。

2 公害の種類別苦情件数

典型7公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」のことである。

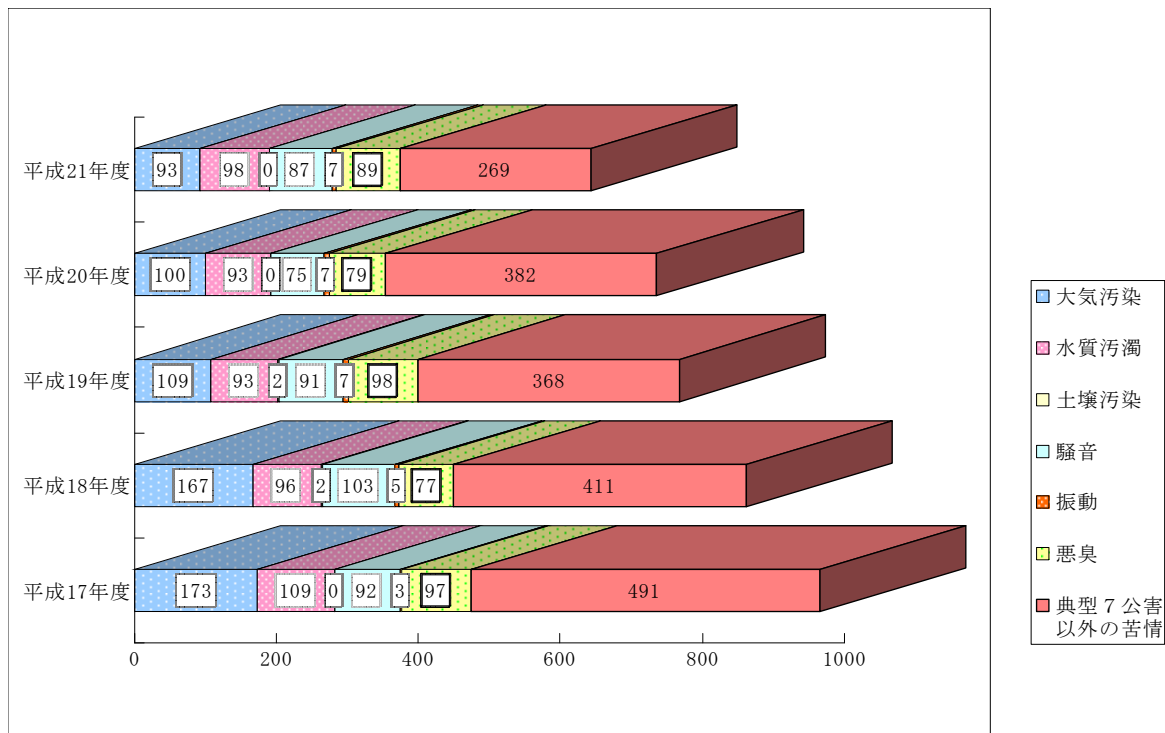
典型7公害に係る苦情件数は374件(対前年度20件増)で、公害苦情件数の58.2%(20年度全国69.2%)であった。

また、苦情件数を種類別でみると、水質汚濁98件(全苦情件数の15.2%、対前年度5件増)と最も多く、以下、大気汚染93件(14.5%)、悪臭89件(13.8%)、騒音87件(13.5%)、振動7件(1.1%)の順となっており、土壌汚染、地盤沈下の苦情はなかった。

表－1 公害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	典 型 7 公 害								典型7公 害以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	計		
19	109 (14.2)	93 (12.1)	2 (0.3)	91 (11.8)	7 (0.9)	- (-)	98 (12.8)	400 (52.1)	368 (47.9)	768
20	100 (13.6)	93 (12.6)	- (-)	75 (10.2)	7 (1.0)	- (-)	79 (10.7)	354 (48.1)	382 (51.9)	736
21	93 (14.5)	98 (15.2)	- (-)	87 (13.5)	7 (1.1)	- (-)	89 (13.8)	374 (58.2)	269 (41.8)	643
(参考) 全国 (H20)	20,749 (24.1)	9,023 (10.5)	253 (0.3)	15,211 (17.6)	1,699 (2.0)	28 (0.0)	12,740 (14.8)	59,703 (69.2)	26,533 (30.8)	86,236

(注) ()内は構成比(%)である。複数の公害苦情は主たる苦情で区分している。



図－2 種類別公害苦情件数の推移

3 典型7公害の発生源業種

典型7公害の苦情について、発生源の業種別での内訳をみると、会社・事業所以外の個人が107件(28.6%)と最も多く、次いで会社・事業所以外のその他・不明が65件(17.4%)、建設業54件(14.4%)、製造業45件(12.0%)、卸売・小売業、飲食店45件(12.0%)等となっている。

表-2 典型7公害の主な発生源の内訳

区分 年度	農 林 水産業	建設業	製造業	運 輸 通信業	卸売・ 小売業、 飲食店	サービス業	その他	会社・事業所以外		合計
								個人	その他 ・不明	
19	11 (2.8)	65 (16.3)	67 (16.8)	12 (3.0)	29 (7.3)	35 (8.8)	18 (4.5)	104 (26.0)	59 (14.8)	400
20	14 (4.0)	44 (12.4)	72 (20.3)	8 (2.3)	25 (7.1)	25 (7.1)	8 (2.3)	108 (30.5)	50 (14.1)	354
21	6 (1.6)	54 (14.4)	45 (12.0)	12 (3.2)	45 (12.0)	23 (6.1)	17 (4.5)	107 (28.6)	65 (17.4)	374
(参考) 全国 (H20)	2,161 (2.5)	11,159 (12.9)	9,297 (10.8)	1,248 (1.4)	4,125 (4.8)	6,041 (7.0)	2,586 (3.0)	26,271 (30.5)	23,348 (27.1)	86,236

(注) () 内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

サービス業は不動産業、医療・福祉、教育等で、その他は鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務、分類不能の産業である。会社、事業所以外のその他・不明は、「どこからか悪臭が漂う」、「河川に魚が浮いた」等で発生源が判明できない場合である。

4 主な発生原因別公害苦情件数

公害苦情件数を主な発生原因別にみると、「自然系」が152件、「廃棄物投棄」が93件と件数は多いが、典型7公害で見た場合は、「野焼き」が53件、「流出・漏えい」が48件、「家庭生活(その他)」42件の順となっている。

表－3 公害苦情の主な発生原因別件数の内訳

主な発生原因	典型7公害						典型7公害以外			合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	計	
焼却(施設)	17				1	18				18
産業用機械作動	9		17	2	4	32				32
産業排水		22			7	29				29
流出・漏えい	1	43			4	48				48
工事・建設作業	8	1	22	3		34				34
飲食店営業	3	4	5		5	17				17
カラオケ			6			6				6
移動発生源(自動車)	3		3		2	8				8
移動発生源(鉄道)				1		1				1
移動発生源(航空機)				1		1				1
廃棄物投棄							92	1	93	93
家庭(機器)	1		4			5				5
家庭(ペット)			10		2	12		7	7	19
家庭(その他)		4	7		31	42	5	4	9	51
焼却(野焼き)	47				6	53	1	1	2	55
自然系								152	152	152
その他	3	3	12		18	36		5	5	41
不明	1	21	1		9	32		1	1	33
計	93	98	87	7	89	374	98	171	269	643

5 典型7公害以外に係る苦情

典型7公害以外とは、廃棄物投棄、日照不足、通風妨害、夜間照明など典型7公害以外の公害を示している。

典型7公害以外に係る苦情件数は269件(対前年度113件減)で、廃棄物投棄に関する苦情が98件と公害苦情の15.2%を占めており、その8割が廃棄物生活系(家庭生活から発生した廃棄物)である。

その他としたものは、空き地での雑草の繁茂、害虫の発生等の自然要因によるものなどである。

表－4 典型7公害以外の苦情の主な発生原因別件数の内訳

区分	典型7公害	典型7公害以外の苦情							合計
		廃棄物投棄					その他	計	
		生活系	農業系	建設系	産業系	計			
19	400 (52.1)	116 (15.1)	6 (0.8)	11 (1.4)	21 (2.7)	154 (20.1)	214 (27.9)	368 (47.9)	768
20	354 (48.1)	156 (21.2)	3 (0.4)	14 (1.9)	8 (1.1)	181 (24.6)	201 (27.3)	382 (51.9)	736
21	374 (58.2)	80 (12.4)	2 (0.3)	9 (1.4)	7 (1.1)	98 (15.2)	171 (26.6)	269 (41.8)	643
(参考)全国(H20)	59,703 (69.2)	10,349 (12.0)	419 (0.5)	1,354 (1.6)	1,358 (1.6)	13,480 (15.6)	13,053 (15.1)	26,533 (30.8)	86,236

(注) ()内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

生活系とは家庭生活から発生した生ごみ、電化製品などの一般廃棄物を、農業系とは畜産関係の動物の糞尿等の産業廃棄物を、建設系とは建設廃材を、産業系とは飲食店等に業務から排出されたごみ及び製造工場等で生じた金属くず・廃油等の投棄をいう。

6 被害の発生地域別苦情件数

公害苦情を被害の発生地域別にみると、都市計画法による「都市計画区域」での苦情が573件(89.1%)、「都市計画区域以外の地域」での苦情が70件(10.9%)となっている。

都市計画区域の公害苦情件数を用途地域別でみると、「住居地域」が333件(51.8%)と最も多く、次いで、「市街化調整区域・用途地域の指定がない地域」が135件(21.0%)、工業系地域(準工業、工業及び工業専用地域)が71件(11.1%)、商業系地域(近隣商業及び商業地域)が34件(5.3%)の順となっている。

表－5 被害の用途地域別苦情件数の内訳

区分 年度	都市計画法による都市計画区域								都市計画 区域以外 の地域	合 計
	住居 地 域	近隣商 業地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専 用地 域	調整区域等 その他	小 計		
19	272 (35.4)	16 (2.1)	36 (4.7)	66 (8.6)	24 (3.1)	10 (1.3)	207 (27.0)	631 (82.2)	137 (17.8)	768
20	283 (38.5)	13 (1.8)	11 (1.5)	53 (7.2)	10 (1.4)	5 (0.7)	210 (28.5)	585 (79.5)	151 (20.5)	736
21	333 (51.8)	10 (1.6)	24 (3.7)	52 (8.1)	9 (1.4)	10 (1.6)	135 (21.0)	573 (89.1)	70 (10.9)	643
(参考) 全国 (H20)	(39.4)	(3.2)	(4.8)	(7.3)	(2.8)	(1.1)	(29.0)	(87.6)	(12.4)	(100)

(注) ()内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

7 被害の種類別公害苦情件数

公害苦情を被害の種類別にみると、うるさい、臭い、汚い、不快等の「感覚的・心理的」被害が612件(95.2%)とその大半を占めている。

次いで、その他(苦情申立人に直接被害が及ばないもの、環境悪化や外観上を問題とするもの)が26件(4.0%)、動・植物被害が4件(0.6%)、財産被害が1件(0.2%)となっている。

表－6 被害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	健 康	財 産	動・植 物	感覚的 心理的	その他	合 計
19	40 (5.2)	34 (4.4)	10 (1.3)	603 (78.5)	81 (10.5)	768
20	24 (3.3)	21 (2.9)	36 (4.9)	488 (66.3)	167 (22.7)	736
21	- (0.2)	1 (0.2)	4 (0.6)	612 (95.2)	26 (4.0)	643
(参考) 全国 (H20)	5,457 (6.3)	2,379 (2.8)	2,658 (3.1)	61,757 (71.6)	13,985 (16.2)	86,236

(注) ()内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

8 公害苦情の処理件数

平成 21 年度に県及び市町が処理すべき苦情件数は、新規受理した 643 件及び前年度から繰り越された苦情 3 件の合計 646 件であり、このうち 605 件が直接処理（県及び市町の相談窓口等で処理）され、その処理率は 93.7%であった。

そのほか、他の機関へ移送したものは 18 件(2.8%)、その他（申立人が管轄区域外に転居した等）22 件(3.4%)、翌年度へ繰り越したものは 1 件(0.2%)となっている。

表－7 公害苦情の受付・処理件数等

区 分	件 数 (割合)	(参考) 全国(H20)
平成 21 年度に処理すべき苦情件数	646 (—)	
平成 21 年度に新規に受付した苦情件数	643 (99.5 %)	94.0 %
前年度から処理が繰り越された苦情件数	3 (0.5 %)	6.0 %
直接処理した苦情件数	605 (93.7 %)	85.9 %
他の機関へ移送	18 (2.8 %)	2.4 %
そ の 他	22 (3.4 %)	5.8 %
翌年度に繰り越された苦情件数	1 (0.2 %)	5.9 %

(注) 割合は、四捨五入の関係で合計が 100%にならないことがある。

(参 考) 平成20年度都道府県別公害苦情処理件数

公害苦情件数が最も多い都道府県 : 東京都 7,241件
 公害苦情件数が最も少ない都道府県 : 鳥取県 421件
 公害苦情受付の総件数86,236件 : 全国平均 1,835件/都道府県
 人口10万人あたりの公害苦情件数 : 全国平均 67.5件/10万人

図-3 都道府県別人口10万人あたりの公害苦情件数(平成20年度)

